

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和2年7月28日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン盛岡駅前 盛岡市盛岡駅前北通114番地54
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐車場の位置及び収容台数
 - ウ 駐輪場の位置及び収容台数
 - エ 荷さばき施設の位置及び面積
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和3年3月12日
- (5) 変更の理由 新設棟建設のため

2 届出年月日 令和2年7月10日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所